

呉市教育委員会会議録  
(令和元年5月27日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録  
令和元年5月27日定例会

- 1 開催日時 令和元年5月27日(月) 15:00開会  
16:22閉会
- 2 開催場所 752会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸  
教育長職務代理者 森尾敬介  
委員 船尾慎  
委員 佐々木元  
委員 小谷眞喜子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 小川 聡  
教育部参事 武林 信二  
教育部副部長 坂口直美  
教育部参事補 中島正雄  
教育総務課長 安倍広志  
学校施設課長 森川英司  
学校教育課長 高橋伸治  
学校安全課長 棚田隆志  
文化振興課長 多田 博  
教育総務課主幹 新谷剛弘  
学校教育課主幹 安部ほずみ  
教育総務課主査 上野美帆
- 5 傍聴者 0人
- 6 日 程
- (1) 会期決定について
  - (2) 前回会議の報告
  - (3) 教議第24号 呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - (4) 教議第25号 呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について
  - (5) 教議第26号 令和2年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
  - (6) 報告第6号 令和2年度使用教科用図書(小学校)の採択手続について
  - (7) 報告第7号 令和2年度使用教科用図書(小学校)採択のための調査・研究要項
  - (8) 報告第8号 令和2年度使用教科用図書(中学校「特別の教科 道徳」を除く。)の採択手続について

- (9) 報告第9号 令和2年度使用教科用図書（中学校「特別の教科 道徳」を除く。）採択のための調査・研究要項
- (10) 報告第10号 令和2年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について
- (11) 教議第27号 令和2年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
- (12) 報告第11号 令和2年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について
- (13) 報告第12号 寄附受納について
- (14) 報告第13号 令和元年度学校別児童，生徒数等について
- (15) 報告第14号 広島県に対する提案事項について
- (16) 教議第28号 呉市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、船尾委員・佐々木委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

上 野 主 査 (平成31年4月26日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第15については、議会に係る案件のため非公開、また、日程第16については、人事に係る案件のため秘密会としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

<b>教議第24号 呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について</b>
--

教 育 長 それでは、日程第3の教議第24号「呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

高 橋 課 長 それでは、教議第24号「呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。議案資料をもとに御説明いたします。

まず、1の改正の趣旨についてですが、この度の改正につきましては、職員の仕事と家庭を両立できる職場環境づくりの推進のため、広島県職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部が改正されたことに伴い、呉市立呉高等学校教職員の特別休暇に関する所要の規定の整備を行うものでございます。

2の改正の内容につきましては、家族を看護するための特別休暇について、孫を看護の対象者に追加いたします。

3の施行期日につきましては、公布の日としております。

改正前、改正後の表を1から2ページに記載しておりますので、御覧いただければと思います。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の教議第24号「呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありました。これについて、御質問がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

<b>教議第25号 呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について</b>
---

教 育 長 次に、日程第4の教議第25号「呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

高 橋 課 長 教議第25号「呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について」御説明いたします。

資料6ページを御覧ください。議案資料をもとに、御説明いたします

まず、1の改正の趣旨についてですが、この度の改正につきましては、工業標準化法の一部改正に伴い、日本工業規格（JIS）の名称が日本産業規格（JIS）に改められるため、所要の規定の整備を行うものです。

2の改正の内容につきましては、資料7ページを御覧ください。

別記様式第6号の左下、見え消しとしております、「注 用紙の大きさは、日本工業規格A列3とする。」の部分を削除いたします。

変更ではなく、削除とする理由でございますが、この訓令において、他の様式につきましては、用紙の大きさを示してないため、この様式についても、同様の扱いとするものでございます。

資料6ページに戻っていただき、3の施行期日につきましては、工業標準化法の改正施行日である令和元年7月1日としております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の教議第25号「呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

<b>教議第26号 令和2年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について</b>
--

教 育 長 次に、日程第5の教議第26号「令和2年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 それでは、教議第26号「令和2年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書

の採択に係る基本方針について」御説明いたします。

はじめに、資料にはございませんが、本年度の教科用図書の採択について、説明させていただきます。

今年度は、小学校の教科用図書は、これまで採択を行ってきた教科等に、外国語科が加わります。中学校の教科用図書は、昨年度採択を行った道徳が除かれます。また、例年どおり、小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書、呉高等学校で使用する教科用図書の採択を行います。

それでは、資料の9ページをお開きください。

本基本方針は、広島県教育委員会が定めた、平成32年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針についてに準じております。

1の採択基本方針の(1)採択の基本の5行目を御覧ください。

平成31年4月1日に施行された平成30年法律第39条により、学校教育法が改正された部分がございますので、その旨を新たに記載しております。このことにより、これまで、小学校、中学校、高等学校等の授業では、紙の教科書を使用しなければならないとされていたところ、児童生徒の教育の充実を図るために必要がある時、また、障害のある児童生徒等の学習上の困難の程度を低減させる必要が認められる時は、教育課程の全部又は一部において、検定済みのデジタル教科書を使用できるようになっております。

続いて、アを御覧ください。小学校用教科用図書及び道徳を除く中学校用教科用図書については、(ア)から(オ)の5つの観点に基づいて調査・研究を行います。

イを御覧ください。特別支援学級で使用する教科用図書のうち、改正学校教育法附則第9条の規定による教科用図書については、(ア)から(エ)の4つの観点に基づいて調査・研究を行います。

(2)の適正かつ公正な採択の確保を御覧ください。

適正かつ公正な採択に向けて、教科用図書発行者等との関係には十分に留意してまいります。

(3)の開かれた採択の推進を御覧ください。

採択の結果及び理由について、採択後、呉市のホームページ上で公表してまいります。また、イに掲げる事項について公開する資料を準備してまいります。

10ページを御覧ください。2の方法、組織及び手続の(1)は、採択方法や、選定委員会、調査・研究委員会について定めたものです。

イの(イ)のeを御覧ください。

道徳を除く中学校用教科用図書については、平成30年度検定において新たに合格した図書がなかったため、前回の平成26年度検定合格図書等の中から採択を行うこととなります。よって、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用して採択を行います。教科用図書は、1年間だけの使用となります。

なお、(2)にありますとおり、中学校の「特別の教科 道徳」の教科用図書につきましては、原則、平成30年度に採択した教科用図書と同一の教科書を採択することとしております。

(3)は、特別支援学級で使用する教科用図書の採択方法等について定めたものです。

令和2年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択につきましては、今後、呉市教科用図書の採択に関する規程及びこの基本方針に基づきまして、適正かつ公正に実施してまいります。

以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第5の教議第26号「令和2年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

（異議なしの声）

教 育 長 　御異議なしということで、よって本件は原案のとおり決めます。

### 報告第6号 令和2年度使用教科用図書（小学校）の採択手続について

教 育 長 　次に、日程第6の報告第6号「令和2年度使用教科用図書（小学校）の採択手続について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 　それでは、報告第6号「令和2年度使用教科用図書（小学校）の採択手続について」御説明いたします。13ページをお開きください。

1の採択の方針を御覧ください。

令和2年度に小学校で使用する教科用図書の採択の手続につきましては、呉市教科用図書の採択に関する規程及び先程御承認いただいた、基本方針に基づいて進めてまいります。

2の採択の手順を御覧ください。手順については、14ページの教科用図書採択の手順及びこの後報告させていただく15ページ、16ページにあります、令和2年度使用教科用図書（小学校）採択のための調査・研究要項によるものとしています。

14ページを御覧ください。4月の教育委員会会議でも御説明させていただいたとおり、図で示しております①から⑥の手順に従い、調査・研究委員会において綿密な調査・研究及び選定委員会での審議を経て、教育委員会会議にお諮りすることとなります。

13ページにお戻りください。

3の日程を御覧ください。

今後、選定委員会と調査・研究委員会を開催し、作業を進めてまいります。そして、8月中に、選定委員会委員長から教育長に、審議した結果に理由を付して報告いたします。その後、教育委員会会議にお諮りする流れになっております。

なお、小学校用教科用図書については、全ての教科書について新たに採択を行うこととなっておりますので、選定委員会は原則2回、調査・研究委員会は原則3回行う予定としております。

また、表の下に記述しております、教科用図書の法定展示を御覧ください。

広く市民に閲覧してもらえるように、今年度から展示の期間、日時及び場所を変更して法定展示を行います。

今後とも、適正かつ公正な採択が行われるよう進めてまいります。

以上で説明を終わります。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第6の報告第6号「令和2年度使用教科用図書（小学校）の採択手続について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

### 報告第7号 令和2年度使用教科用図書（小学校）採択のための調査・研究要項

教 育 長 　次に、日程第7の報告第7号「令和2年度使用教科用図書（小学校）採択のための調査・研究要項」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 　それでは、報告第7号「令和2年度使用教科用図書（小学校）採択のための調査・研究要項について」御説明いたします。15ページを御覧ください。

この要項は、呉市教科用図書の採択に関する規程及び先程の基本方針に基づき、教科用図書の調査・研究に関する必要な事項を定めるものでございます。

1の調査・研究の観点を御覧ください。調査・研究の観点につきましては、広島県教育委員会が示す教科用図書の調査・研究の観点に沿ったものとしております。

2の呉市教科用図書選定委員会を御覧ください。

(1) 構成及び運営につきましては、構成メンバーは、アにございますように、呉市小学校長会長保護者代表、学識経験者、呉市立小学校教育研究会に属する教科部会を代表する校長と道徳部会の代表校長及び外国語活動部会の代表校長でございます。

ウにありますとおり、委員会は原則2回開催いたします。教育委員の皆様には、これまでどおり、選定委員会を傍聴して頂くことができます。日程等につきましては、別途御案内いたします。

(2) 任務につきましては、アにございますように、選定委員会は、調査・研究委員会に調査・研究を依頼し、イにありますとおり、調査・研究報告書を基に、今年度採択する教科用図書について審議し、その結果としての総合所見を作成し、教育長に報告いたします。

1枚めくっていただいて、16ページ、3の調査・研究委員会を御覧ください。

(1) 構成及び運営につきましては、4月の定例教育委員会会議で呉市教科用図書の採択に関する規程を改正させていただきましたとおり、指導主事は調査・研究委員に任命せず、アの(ア)、(イ)に示している校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の中から調査・研究委員を委嘱いたします。

ウにありますように、調査・研究委員会は原則3回開催いたします。

(2) 任務につきましては、調査・研究委員会は、選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について調査・研究を行い、調査・研究報告書を作成いたします。

4の報告書及び総合所見の様式については、今後別に定める予定でございます。説明は以上でございます。



教 育 長 　ただ今、事務局から日程第7の報告第7号「令和2年度使用教科用図書（小学校）採択のための調査・研究要項」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 　以前から総合的に見て、中身が複雑で分かりにくく膨大な量となっており、今後どのようにしていくかについては後々定めていくと聞いていますが、方向性としてはどのようにお考えですか。

高 橋 課 長 　御意見、御質問がありましたとおり、中身が複雑で分かりにくく量が膨大であったという御指摘を踏まえ、分かりやすくシンプルで協議しやすい様式へ改めていっているところでございます。

教 育 長 　ほかに御発言はありませんか。  
（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

<b>報告第8号 令和2年度使用教科用図書（中学校「特別の教科 道徳」を除く。）の採択手続について</b>
---

教 育 長 　次に、日程第8の報告第8号「令和2年度使用教科用図書（中学校「特別の教科 道徳」を除く。）の採択手続について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 　それでは、報告第8号「令和2年度使用教科用図書（中学校「特別の教科 道徳」を除く。）の採択手続について」御説明いたします。17ページをお開きください。

冒頭に説明させていただいたとおり、中学校教科用図書の採択については、「特別の教科 道徳」以外の教科用図書について新たに採択を行いますが、平成30年度検定において新たに合格した図書がなかったため、基本的に前回の平成26年度検定合格図書等の中から採択を行うこととなります。その際、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用してまいります。

1の採択の方針を御覧ください。

道徳を除く中学校の教科用図書の採択の手続につきましては、採択に関する規程及び基本方針に基づいて進めてまいります。

2の採択の手順を御覧ください。手順については、18ページの教科用図書採択の手順及びこの後報告させていただく、19ページ、20ページにあります調査・研究要項によるものとしています。

17ページを御覧ください。

図で示しております①から⑥の手順に従い進めてまいります。

18ページ、3の日程を御覧ください。

今後の作業等の流れは、小学校用教科用図書の採択と同様です。

なお、道徳を除く中学校で使用する教科用図書の採択につきましては、選定委員会、調査・研究委員会とも原則2回ずつ実施いたします。調査研究委員会が、小学校よりも1回少ないのは、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用して実施するためです。

以上で説明を終わります。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第8の報告第8号「令和2年度使用教科用図書（中学

校「特別の教科 道徳」を除く。)の採択手続について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、よって本件についてはこの程度とします。

<b>報告第9号 令和2年度使用教科用図書（中学校「特別の教科 道徳」を除く。）採択のための調査・研究要項</b>
---

教 育 長 次に、日程第9の報告第9号「令和2年度使用教科用図書（中学校「特別の教科 道徳」を除く。）採択のための調査・研究要項」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 それでは、報告第9号「令和2年度使用教科用図書（中学校（「特別の教科 道徳」を除く。））採択のための調査・研究要項」について御説明いたします。  
19ページを御覧ください。

この要項は、採択に関する規程及び基本方針に基づき、教科用図書の調査・研究に関する必要な事項を定めるものでございます。

1の調査・研究の観点を御覧ください。調査・研究の観点につきましては、広島県教育委員会が示す教科用図書の調査・研究の観点に沿ったものとしております。

2の呉市教科用図書選定委員会を御覧ください。

(1)構成及び運営につきましては、構成メンバーは、アにございますように、呉市立中学校長会長、保護者代表、学識経験者、呉市立中学校教育研究会に属する教科部会を代表する校長と道徳部会の代表校長でございます。

ウにありますとおり、委員会は、原則2回開催いたします。先程と同様、教育委員の皆様には、これまでどおり、選定委員会を傍聴していただくことができます。日程等につきましては、別途御案内いたします。

(2)任務につきましては、先程の小学校用教科用図書と同様でございます。

1枚めくっていただいて、20ページの3調査・研究委員会を御覧ください。

(1)構成及び運営について、アの構成は小学校用教科用図書と同様でございます。

ウにある調査・研究委員会の回数は、前回採択時の資料を活用することから、原則2回としております。

(2)任務につきましては、先程の小学校用教科用図書と同様でございます。

4の報告書及び総合所見の様式については、今後別に定める予定でございます。説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第9の報告第9号「令和2年度使用教科用図書（中学校「特別の教科 道徳」を除く。）採択のための調査・研究要項」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 こちらも先ほどの小学校の案件と同じように選定委員として保護者代表が2名となっておりませんが、小学校の保護者代表の委員2名と中学校の保護者代表の委員2名は同じ方でしょうか。

高 橋 課 長 決定はしておりませんが、今のところPTAの同じ方2名にお願いする予定にしております。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。  
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

<b>報告第10号 令和2年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について</b>
---

教 育 長 次に、日程第10の報告第10号「令和2年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

棚 田 課 長 それでは、報告第10号「令和2年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について」御説明いたします。

資料の21ページを御覧ください。

小・中学校特別支援学級用の教科用図書につきましては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書及び改正学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の中から採択することとなっているため、特別支援学級用の教科用図書の採択は毎年度実施することとなっております。

まず、1の採択の方針についてでございますが、これは、呉市教科用図書の採択に関する規程及び先ほど御承認いただきました、令和2年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針についてによることとしております。

2の採択の手順につきましては、22ページに概要を図示してございます。

特別支援学級で使用する教科用図書の選定につきましては、他の小・中学校の教科用図書の選定方法と違って、各学校が教科書選定会議を設置して、児童生徒一人一人の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を選定することとしております。

採択の手順は、特別支援学級を設置する各小・中学校が教科書選定会議で教科用図書を選定し、選定理由書を教育委員会へ提出します。

その後、教育委員会議において諮るという流れになっております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第10の報告第10号「令和2年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

<b>教議第27号 令和2年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について</b>
--

教 育 長 次に、日程第11の教議第27号「令和2年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 それでは、教議第27号「令和2年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書

の採択に係る基本方針について」御説明いたします。23ページを御覧ください。

この基本方針は、呉市教科用図書採択に関する規程に基づいて、呉高等学校で使用使用する教科用図書の採択について定めるものです。

1の採択基本方針を御覧ください。

(1) 採択の基本にありますように、教科用図書は、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、関係法令に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された目標や内容等に則り、呉高等学校の生徒に最も適切な教科用図書を採択するものです。

その際、呉高等学校が選定を行い報告された教科用図書について、適正と認めたものを、教育委員会会議で採択することとなっております。

(2) 適正かつ公正な採択の確保及び、(3) 開かれた採択の推進につきましては、先程御承認いただいた小・中学校の採択に係る基本方針と同様でございます。

2の選定上の留意事項を御覧ください。

呉高等学校において選定する際に、選定委員会等を設置し、十分な調査・研究に基づいて選定すること、学校の実態や教育目標等を考慮し、教育課程に最も適した教科用図書を選定すること、保護者の経済的負担に配慮することに留意してまいります。

本年度の採択についても適正かつ公正に実施してまいります。

以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第11の教議第27号「令和2年度に呉市立呉高等学校で使用使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

小 谷 委 員 小、中学校と選定の手順が全く異なっているのは、どういった理由でしょうか。  
高 橋 課 長 高等学校の採択になりますので、広島県立学校の採択方法に準じた方法になっております。さらに各高校での教育目標や科目に合った最適な教科書を選ぶとなると、やはり現場の教員等の意見も取り入れ、教育委員会に諮るという流れになっております。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。  
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。  
(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

#### 報告第11号 令和2年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について

教 育 長 次に、日程第12の報告第11号「令和2年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 それでは、報告第11号「令和2年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を御説明いたします。

25ページを御覧ください。

高等学校の教科用図書の採択は、毎年度発行の高等学校用教科書目録に登載されている教科書から採択しなければならないため、毎年度、実施することとなっております。

1の採択の方針を御覧ください。

採択は、呉市教科用図書の採択に関する規程及び先程ご承認いただいた基本方針に基づいて行います。

2の採択の手順についてでございますが、まず26ページを御覧ください。

採択は、呉高等学校についてもこれまで説明しましたとおり、①から⑥の手順に従い行います。

27ページを御覧ください。選定委員会及び調査・研究委員会の構成等については、呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領の2の選定委員会、3の調査・研究委員会で示してありますように、選定委員を呉高等学校の校長、教頭、地域代表、学識経験者等、調査・研究委員を呉高等学校の教員とし、それぞれの委員会を構成することとしております。

25ページにお戻りください。

3の日程を御覧ください。

今後、選定委員会と調査・研究委員会を開催し、作業を進めてまいります。

そして、選定委員会委員長である呉高等学校長から教育長に審議した結果に理由を付して報告いたします。その後、教育委員会会議にお諮りする流れになっております。

以上で説明を終わります。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第12の報告第11号「令和2年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

## 報告第12号 寄附受納について

教 育 長 　次に、日程第13の報告第12号「寄附受納について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

森 川 課 長 　それでは、報告第12号「寄附受納について」御説明いたします。資料の29ページをお願いします。

この度、長迫小学校PTAから液晶テレビほか12点、89万5千円相当の物品の寄附申し込みがあり、これを受納することとしました。

長迫小学校では、かねてより5年生理科の気象の学習から発展した校内テレビ放送、長迫お天気ステーションを給食時間に生放送していますが、この放送を既存のテレビに放映することで、総合学習の一環としていました。

今回PTAから、ぜひ各教室できれいな大きいモニターで全児童に見てもらいたいので、大型テレビを寄附したいとの要望があり寄附を受けることとしたものです。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第13の報告第12号「寄附受納について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

### 報告第13号 令和元年度学校別児童，生徒数等について

教 育 長 　次に、日程第14の報告第13号「令和元年度学校別児童，生徒数等について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 　報告第13号「令和元年度学校別児童・生徒数等について」ご説明いたします。31ページを御覧ください。

令和元年5月1日現在の呉市立小・中学校の児童・生徒数及び各学校の学級数が確定しましたので、御報告します。

まず、児童・生徒数について御説明します。

32ページ、最も下の段の小学校の合計欄を御覧ください。真ん中やや右、児童・生徒数の合計の列の一番下の欄が小学校児童総数となります。小学校児童総数は10,390名で、前年度に比べ45名減少しております。

続いて33ページ、もっとも下の段にある中学校の合計欄をご覧ください。同様に、児童・生徒数の合計の列の一番下の欄が中学校生徒総数となります。中学校生徒総数は、4,933名で、前年度に比べ158名減少しております。

小学校、中学校ともに減少傾向が続いております。

32ページにお戻りください。特別支援学級に在籍している児童・生徒数については、先ほど御覧いただいた児童総数の左隣が特別支援学級に在籍する児童数の合計値です。小学校は308名で、前年度と比べ30名増加しています。33ページ、同様に生徒総数左隣の合計欄を御覧ください。中学校は104名で、前年度に比べ9名増加しています。

次に、学級数についてです。32ページにお戻りください。

右側にあります編制学級数の表の中に網掛けがしてあり、0.5という数字が入っている学校がございます。

番号36番、豊小学校の欄を見ていただきますと、通常学級の1・2年にそれぞれ0.5の数字が入っておりますが、これは1・2年が複式学級であることを意味し、2学年で1学級とカウントすることとなっております。現在、市内小・中学校で複式学級のある学校は、この豊小学校のみとなっております。

それでは、今年度の小・中学校の学級数について御説明します。

小学校の学級編制の基準については、1年生は35人、2年生については、35人学級で編制できるよう県費の加配教員が措置されている状況で、3年生から6年生につきましては40人でございます。

32ページの右下を御覧ください。

小学校の学級総数は455学級で、前年度に比べ9学級増加しております。特別支援学級については、その1つ左の欄になります。今年度は82学級であり、前年度に

比べ、5学級増加しています。通常学級はさらに1つ左の欄に示す373学級であり、前年度に比べ、4学級増加しております。

33頁の右下を御覧ください。

中学校の学級総数は213学級で、昨年度からの増減はありません。特別支援学級については、その1つ左の欄になります。今年度は45学級であり、前年度に比べ、2学級増加しています。通常学級はさらに一つ左の欄に示す168学級であり、前年度に比べ、2学級減少しております。

5月1日の児童・生徒数により、学級数は確定し、その学級数により教員定数が決定いたしました。

以上で、説明を終わります。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第14の報告第13号「令和元年度学校別児童、生徒数等について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

小 谷 委 員 複式学級になるのはどういった場合でしょうか。

高 橋 課 長 小学校は1・2年生合わせて8名以下、3・4年生、5・6年生はそれぞれが16名以下になる場合が複式学級になります。

中学校は全学年8名以下の場合が複式学級になりますが、複式学級を作らず加配教員の措置をすることが広島県の方針ですので、現実的には中学校に複式学級は存在しないという状況となっております。

森 尾 委 員 小学校から中学校に進級する人数が減少しているのは、市外へ出ているからでしょうか。

高 橋 課 長 おっしゃるとおりです。約4パーセントの小学校の卒業生が呉市外の中学校へ進学しているという状況でございます。

教 育 長 全てが呉市外へ出ているということではなく、全体的な子どもの人数が減ってきていることも減少を加速させている要因となっております。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

(15:55)

#### **報告第14号 広島県に対する提案事項について**

教 育 長 それでは、次に、日程第15の報告第14号「広島県に対する提案事項について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 報告第14号「広島県に対する提案事項について」御説明いたします。2件ございます。

まず、初めに併設型中高一貫教育校の設置について御説明いたします。資料35ページを御覧ください。

令和2年度予算について、広島県に、併設型中高一貫教育校を広島県立呉三津田高等学校に設置することを、平成29年度から3年目となりますが、提案いたします。

上段にあります、現状及び課題のとおり、呉市では、郷土を愛する心豊かでたくましい呉の子どもの育成を目標に、教育を進めております。

少子高齢化が進む中、呉市では、若年層の定着をめざしたまちづくりに取り組んでいるところですが、小学校卒業時に一部、市外の中学校等へ進学する状況もあり、多様なニーズに対応した教育が必要であると捉えております。

中段あたりの取組状況等にあります図を御覧ください。

本年度呉市は、先ほどお話しした教育大綱の目標のもと、小中一貫教育と幼児教育、高等学校教育等のつながりを今まで以上に大切にした教育を進めてまいります。それぞれの地域の実態に応じた取組を進めていくとともに、一番下のその他にお示ししておりますような呉地区公立学校校長会連合会による研修会の実施等の市全体としての取組も継続してまいります。

36ページを御覧ください。提案の内容といたしまして、呉三津田高校は、広島県教育委員会から指定を受け、総合的な学習の時間のパイロット校として実績を上げ、カリキュラム開発を行う県内のリーディング校であり、進学実績においても、難関国立大学・私立大学への高い合格率を誇る進学校であります。

このような立派な実績をもつ高校に中等部を併設し、中高一貫教育校とすることで、全県から生徒が集まり、呉の教育のレベルアップが図られるとともに、呉市内の生徒や保護者の選択肢も増えると考えます。このように、多様な人材の確保と輩出は、呉の活力や魅力の向上につながると考え、中高一貫教育校の設置を提案するものであります。

続いて2件目、学校教職員の定数確保に向けた取組の推進について御説明いたします。

資料37ページを御覧ください。

令和2年度予算について、広島県に、学校教職員の確実な定数配置を早急に進めることを提案いたします。

上段にあります現状及び課題のとおり、広島県においては、広島県教育委員会が策定した広島県公立小・中・義務教育学校定数配当基準により、定数に見合う県費負担教職員が各学校に配置されることとなっています。

しかし、実際に配置される正規採用教職員の数は、毎年、定数を下回っています。その欠員を臨時的任用教職員で補充しなければならない状況があり、この臨時的任用教職員の数は、近年増加する傾向が続いています。

その欠員の確保については、任命権者である広島県教育委員会ではなく、呉市教育委員会が行っている現状があります。

また、臨時的任用教職員が多く任用されていることが、非常勤講師の候補者の減少にも影響しており、中学校で授業を行う非常勤講師を確保することができないまま新年度をスタートすることがあるなど、学校運営に支障を来しているケースがございます。

ページの下段の取組状況等にございますとおり、昨年度は、5月1日現在で、定数内の臨時的任用教職員を74人、県費負担非常勤講師を146人確保したところがございます。

呉市教育委員会としても、市の広報紙の市政だよりやハローワークでの求人、関係機関等との連携を重ね、人材の確保に鋭意努めておりますが、その対応に苦慮し



ているのが実情でございます。

38ページを御覧ください。このような状況から、児童生徒に対する教育の提供を安定的に確保し、児童生徒、保護者等が不安を持つことがないように、正規採用教職員の確実な定数配置を早急に進めることを、広島県に提案するものであります。

以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第15の報告第14号「広島県に対する提案事項について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

森 尾 委 員 　中等部を併設すると記載がありますが、こういった形で併設するのですか。三津田高校も県立ですから、中等部もやはり県立で設立する形でしょうか。

高 橋 課 長 　森尾委員のおっしゃるとおり、中等部も県立という形になります。

佐々木委員 　歴史のある県内の有名校に対抗するとなるとやはり成果等が見えないと、呉市に生徒を根付かせるのは難しいのではないですか。具体的な方針はどのようにお考えですか。

高 橋 課 長 　中高一貫教育は、個性を重視した計画的・組織的な教育の実現が可能となるものであり、中高一貫校も選択できるようになれば、中学教育の多様化が図られ、呉の教育のレベルアップにつながるものと考えております。

教 育 長 　ほかに御発言はありませんか。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。それでは、これより秘密会の議題に入ります。

（16：18）

教 育 長 　以上で定例会を閉会します。

（16：22）

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

( 教育長 寺 本 有 伸 )

( 委 員 船 尾 慎 )

( 委 員 佐々木 元 )

(令和元年5月27日定例会)